

一般社団法人慈有塾定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人慈有塾と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都多摩市に置く。

(目的)

第3条 青少年の自立支援に関する活動を行い、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 無料学習塾事業
- (2) 相談事業
- (3) シェルター事業
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年6月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第4章 役員

(理事の設置)

第9条 当法人に理事3名以上を置く。

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任)

第10条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の關係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3 代表理事は、社員総会の決議によって、理事の中から選任する。

第5章 計算

(事業年度)

第11条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月末日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第12条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第13条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第14条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年12月末日までとする。

(設立時役員)

第15条 当法人の設立時役員の名氏及び住所は、次のとおりである。

【非公開】※直接お問い合わせください

(設立時社員)

第16条 当法人の設立時社員の名氏及び住所は、次のとおりである。

【非公開】※直接お問い合わせください

以上、一般社団法人慈有塾設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。